

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分（ゾーニング）計画

1 史跡整備の全体計画と地区区分

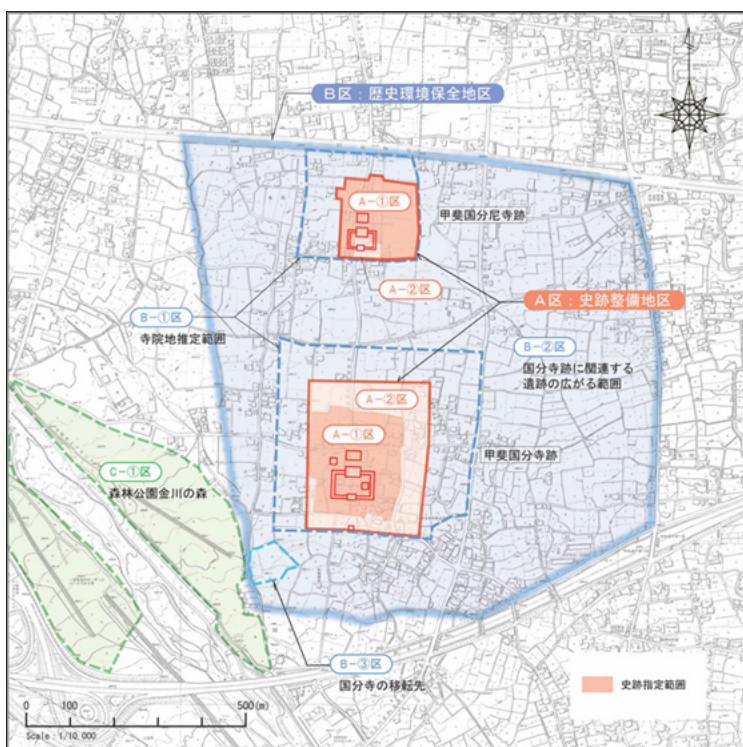
史跡の整備にあたっては、史跡が本来持っていた空間配置やそれぞれの空間が果たしていた機能等について考慮することが重要である。そのため本計画では、史跡の保存とその活用の両立に向け、整備方針に合わせて地区区分を行う必要がある。

史跡整備の全体計画は『甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡整備基本構想（笛吹市教育委員会 平成19年3月）』（以下「基本構想」という）で定められた整備地区を基本とする。

基本構想で定められた周辺地の整備構想及びゾーン分けは次のとおりである。

表_ 基本構想における整備地区

整備地区	範囲	整備目標
A 区	史跡指定範囲及び史跡周辺	緑豊かな自然環境に囲まれた、古代寺院の伽藍空間を体感できる史跡公園として整備する。 ▼保存活用の方向性 ・古代寺院の空間を表現するため、発掘調査と整備事業を実施
B 区	史跡指定地周辺	史跡と調和した景観保全・景観形成を図る地区として位置づける。 ▼保存活用の方向性 ・国分寺跡に関連する遺跡の解明 ・護国山國分寺と連携した公開・活用 ・保存・活用に必要な施設の検討
C 区	金川の森を含む近隣エリア	史跡を核として、周辺の自然環境や多様な歴史・文化資源とのネットワークを形成する。 ▼保存活用の方向性 ・周辺の文化資源等と連携した周遊ルートの設定



図_ 基本構想における整備のゾーニング

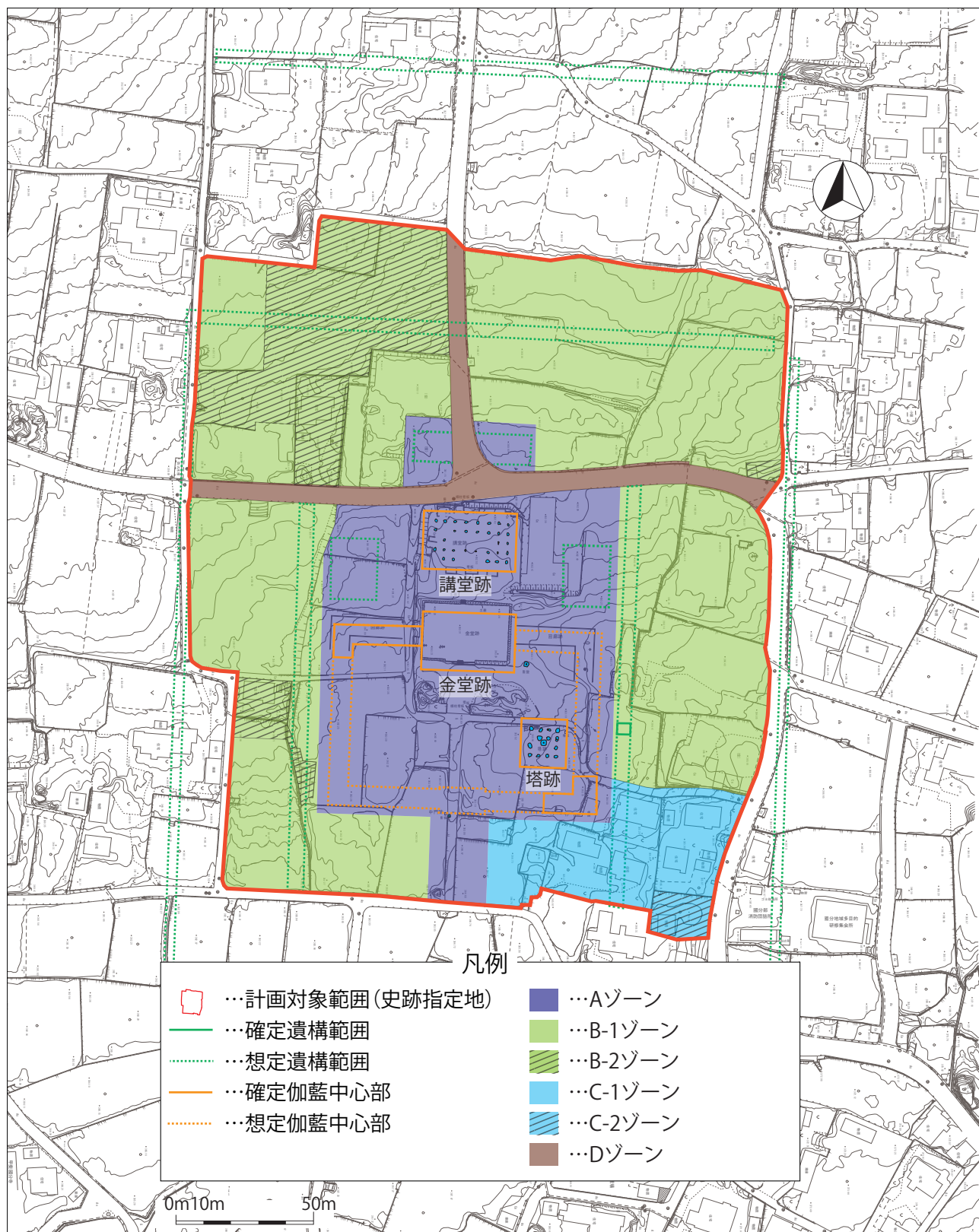
基本構想では、史跡範囲を A-①と位置付けている。そこで本計画では、基本構想における整備地区を広域計画と位置づけ、基本構想の A-①を本計画における全体計画とする。

本計画では、本質的価値をはじめとする、史跡が持つ様々な価値を将来へ確実に継承していくための具体的な整備に向けて、A～Dの4つの地区区分（ゾーニング）を設定した。

設定にあたっては、基本的な考え方として基本構想で定められた方針及び保存活用計画における整備の方針を踏まえた。

区分の検討については、次の点に留意した。

- ・ 本計画の期間にとどまらない、長期的な視野に立ったゾーニングとする
- ・ 史跡の持つ価値のほか、遺構の保存状況や調査・研究の進捗、土地利用状況なども考慮したゾーニングとする
- ・ 史跡が本来機能していた寺院空間の広がりについて、来訪者がより深く理解できる整備につながるようなゾーニングとする
- ・ 遺構の位置や規模などを把握するため、調査・研究を進めるとともに、多目的な活用に向けた措置を講じることのできるゾーニングとする



図_ゾーニング図

2 地区区分の考え方

地区区分（ゾーニング）については、次表のとおりである。Bゾーン内には、治水対策が必要となる水路の範囲も含んでいる。

なお、史跡整備については史跡の保存が大前提であるが、次表の「ゾーニングの内容」は活用のための整備の観点から記載している。

表_史跡の地区区分

地区区分名	地区区分細分	範囲	ゾーニングの内容
Aゾーン	Aゾーン	伽藍の中心的な範囲	塔跡、金堂跡、講堂跡、回廊跡等が位置する地区。来訪者が史跡をより深く理解できるよう、遺構表示等の整備を積極的に行う。 特に、以下の点に留意する。 ・施設の規模や役割を体感できる整備とする ・「石の国分寺」を体感できる整備とする
Bゾーン	B-1ゾーン (斜線なし)	多目的に活用する範囲	多目的な活用を行っていく地区。当面は調査・研究を進め、その内容を明らかにしていくことを念頭に置きながら、本計画期間内では、保存と遺構の簡易的な表示、多目的な活用を図るための整備を行う。
	B-2ゾーン (斜線あり)	Bゾーンにおける民有地の範囲	史跡内民有地であることから、所有者の意向を確認しながら、条件が整った場合に多目的な活用を図る整備を行う地区。住宅地、墓地、農地からなっている。
Cゾーン	C-1ゾーン (斜線なし)	エントランス及びガイダンス機能を持つ範囲	史跡におけるエントランス及びガイダンス機能を持たせる地区。史跡の総合案内板や便益施設等を設置するとともに、史跡を一望できる視点場（ビューポイント）を設定する。
	C-2ゾーン (斜線あり)	Cゾーンにおける民有地の範囲	史跡内民有地であることから、所有者の意向を確認しながら、条件が整った場合にC-1ゾーンと同様に整備を行う地区。住宅地からなっている。
Dゾーン	Dゾーン	市道の範囲	市道であり、現状生活道路として利用されていることから、道路として利用していく地区。

また、Dゾーン以外の史跡内道路については、整備の必要に応じて、段階的に用途廃止を行っていく計画とする。

第2節 遺構保存に関する計画

1 遺構保存の方向性

- ・ 史跡の本質的価値を保存するための整備を行うことを大前提とする
- ・ 遺構の状態把握を通して、必要に応じて盛土など保存のための必要な措置を講じる
- ・ 史跡や遺構がき損しないよう、史跡内の水路・石垣等の工作物の維持管理に努める
- ・ 史跡整備に支障がある石垣は原則撤去または盛土による埋設を行う
- ・ 史跡整備に支障がある水路は付替えを検討し、不可能な場合は既設位置での改修を検討する
- ・ 使用していない不要な水路については、撤去・埋設を検討する

2 遺構保存に関する計画

(1) 地上遺構の保存計画

ア 礎石等

- ・ 地表に表出している礎石等については、気象の影響等に留意しながら保存を図る
- ・ 礎石等を長期に渡って保存するため、保存科学的な手法を検討し、確実に保存する

イ 礎石等の維持管理

- ・ 礎石等カルテを作成し、個々の状態等を記録することにより、現状の把握に努める
- ・ 写真や目視、計測など定点観測を行い、変状等がないかモニタリングを行う。日常の維持管理時に合わせ、定点観測を計画して記録の蓄積を図り、長期的な視点で異常がないかの把握に努める

(2) 地下遺構の保存計画

- ・ 内容確認調査の結果から、遺構面までの深度が浅く遺構面の保護ができないと判断される場合には盛土を行う
- ・ 盛土については、遺構直上は遺構養生層として砂を盛土し、その上は周囲の土質と共通する砂質土または粘性土を用いる
- ・ 盛土厚は、遺物包含層の上から 60 cm^{※1} 確保することを基本とし、整備等の状況により決定する
- ・ 水路や樹木等により地下遺構がき損されないよう必要な整備を行う

※1 「史跡等整備のてびき－保存と活用のために－Ⅲ技術編」（文化庁文化財部記念物課監修 2005 年 6 月 30 日）p 90、91

(3) その他の遺構の保存計画

- ・ 主要伽藍以外の当該期の遺構については、埋設による保存を基本とする
- ・ 国分寺造営期以外の遺構については、埋設による保存を基本とするが、本質的価値の保存整備に影響を及ぼす場合は、記録保存を行う

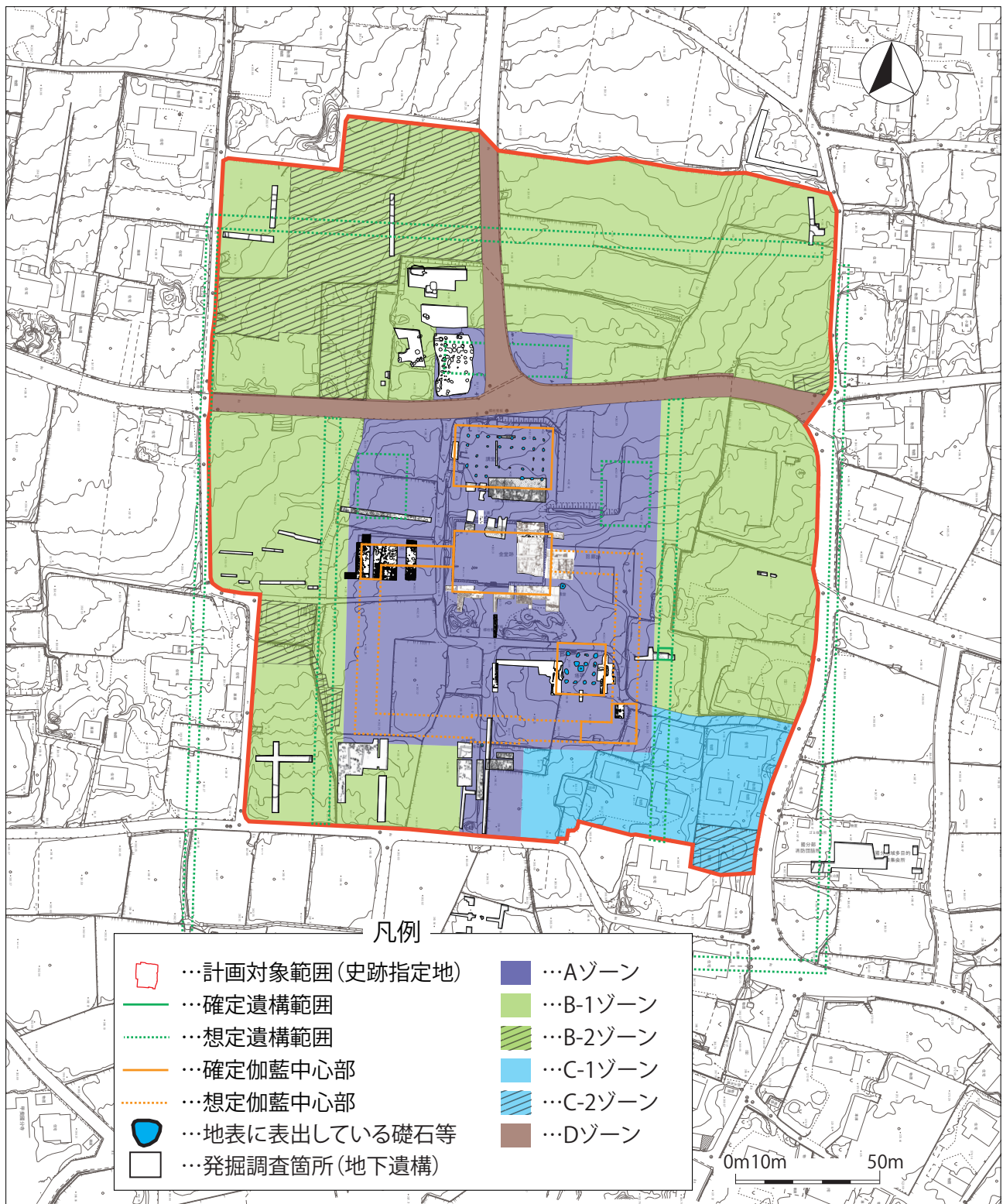


図 ゾーニング及び発掘調査箇所図

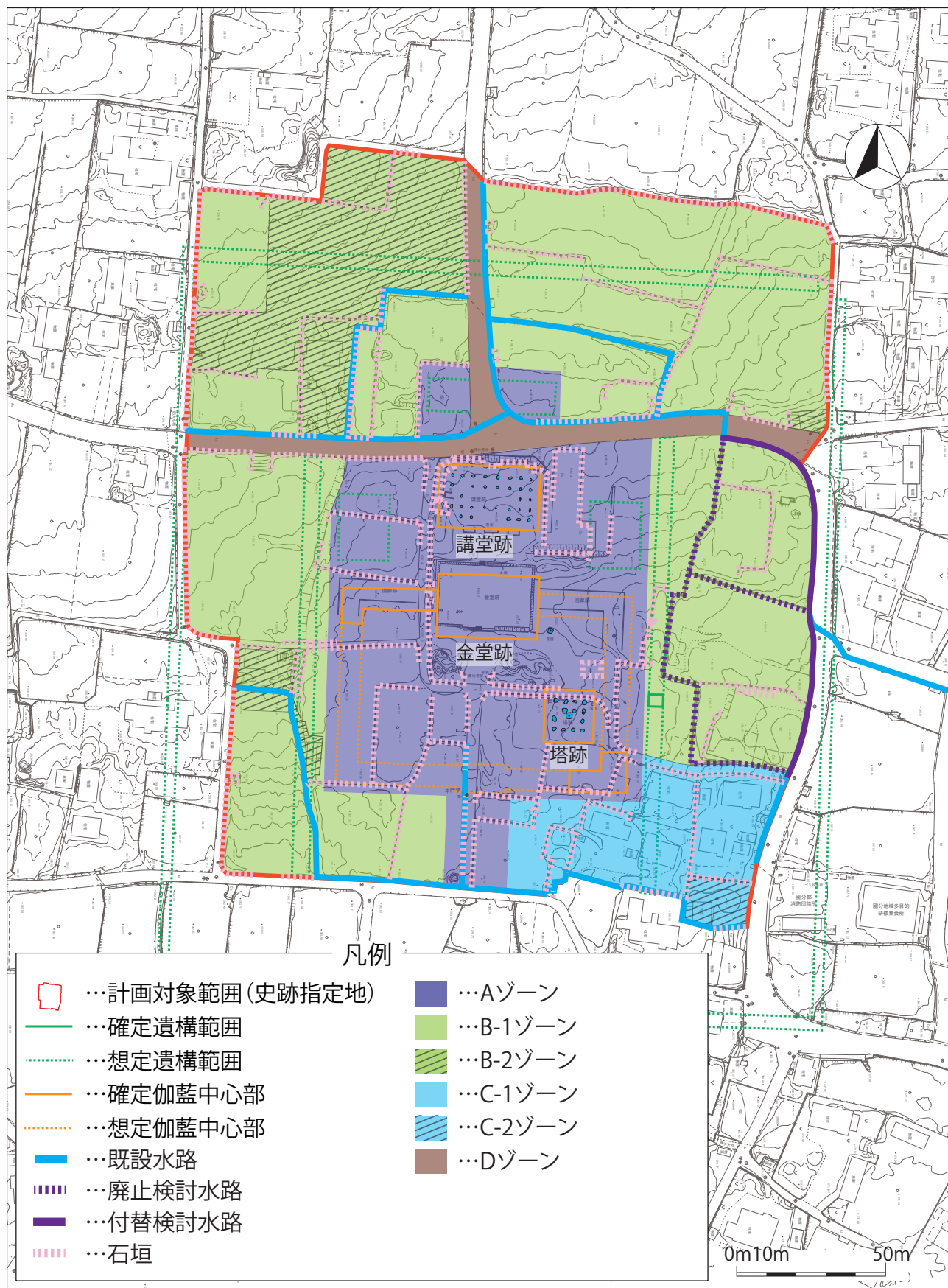


図 石垣及び水路位置図

(4) 各遺構の保存計画

遺構ごとに保存のための対応（措置）を、取りまとめる。位置や範囲、規模等が不明なものもあるため、今後の確認調査や既往の調査結果の再検証により、それらについて検証を行う。

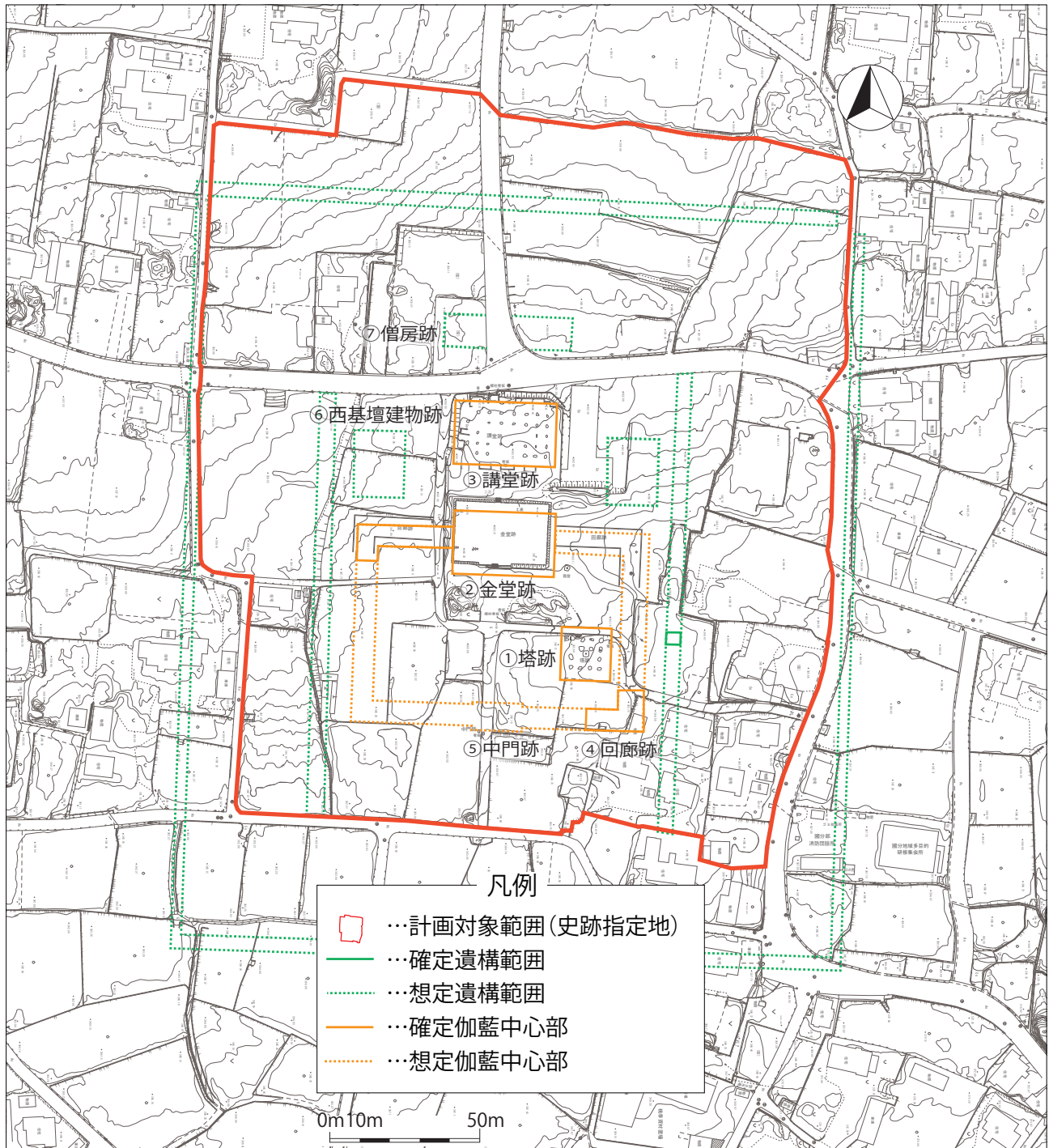


図 遺構位置図

① 塔跡

- ・ 地上に表出している礎石は現状のまま保存する
- ・ 石製露盤は、塔跡周辺へ移設し保存する
- ・ 礎石・石製露盤については、礎石等カルテを作成し、維持管理を行う
- ・ 階段跡や基壇等の遺構については、埋設により保存を図る
- ・ 道路により失われている北側の基壇については、埋設により保存を図る
- ・ 基壇保存の支障となる石垣は撤去または盛土による埋設を行う

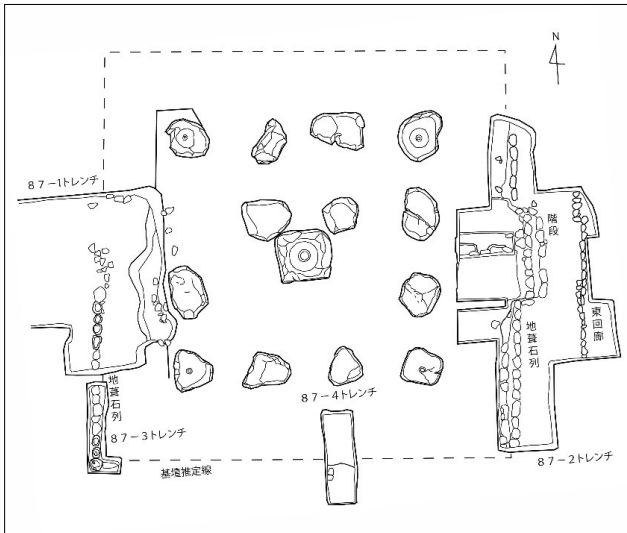


図 塔跡遺構図

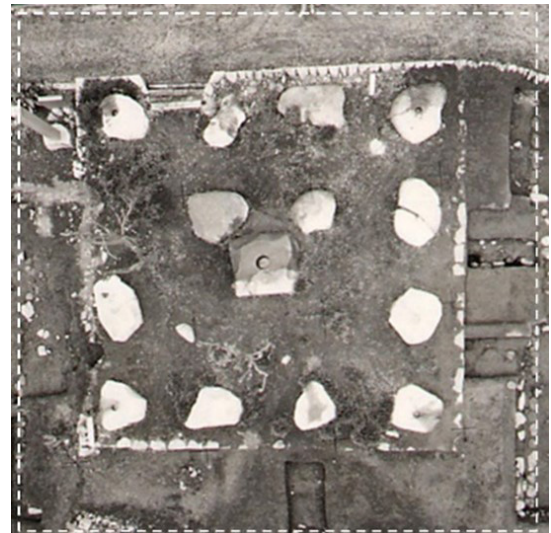


写真 塔跡空中写真

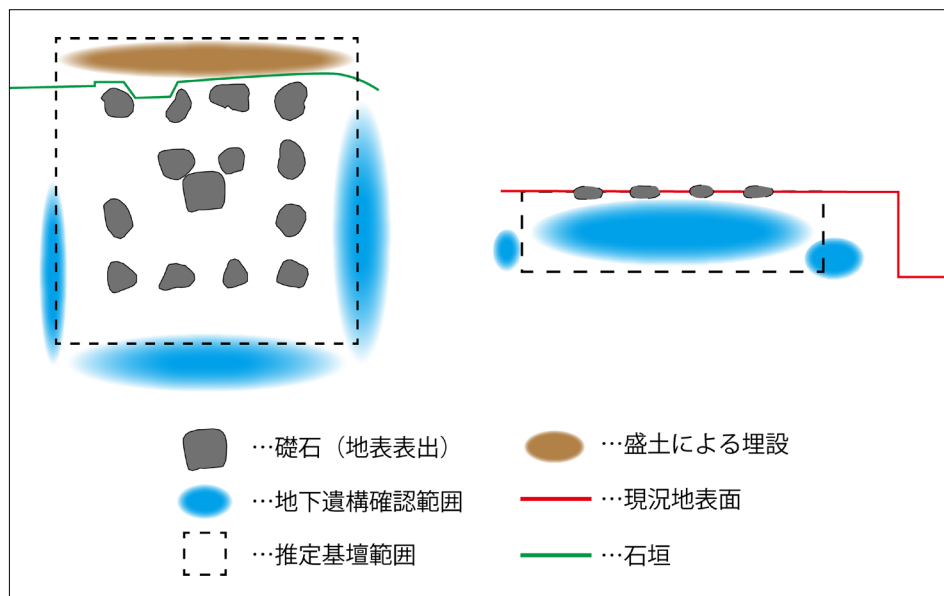


図 塔跡保存模式図

② 金堂跡

- ・ 基壇をはじめとする地下遺構は埋設により保存する
- ・ 道路により削平されている西側部分は、埋設により保存を図る
- ・ 暫定整備により行われた盛土については、塔跡のレベルを考慮した上で最適な厚さを決定する

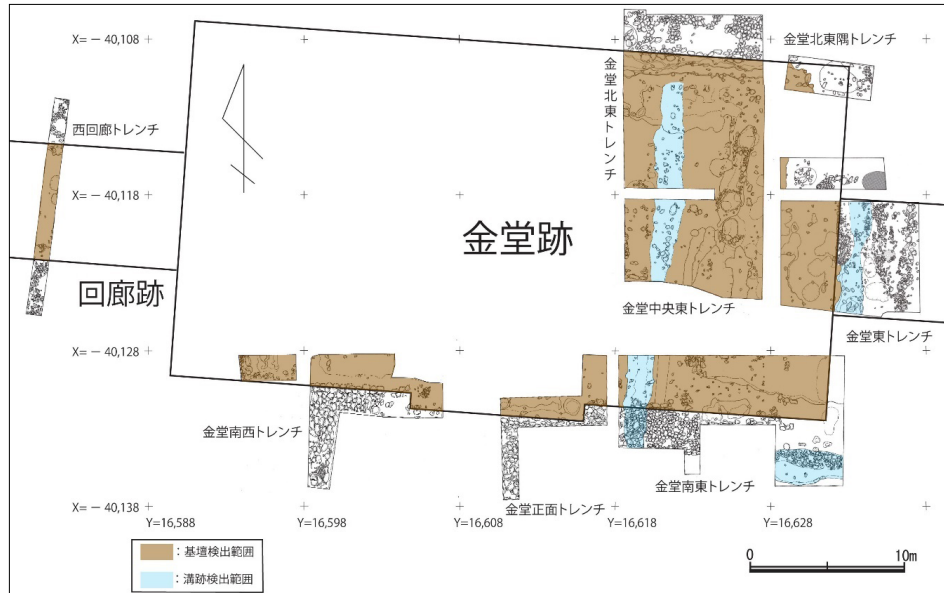


図 金堂跡遺構図（平成 20・21 年度の調査）



写真 金堂南東石敷・地覆石・基壇（北から）



写真 金堂南東正面基壇等



写真 金堂南西石敷



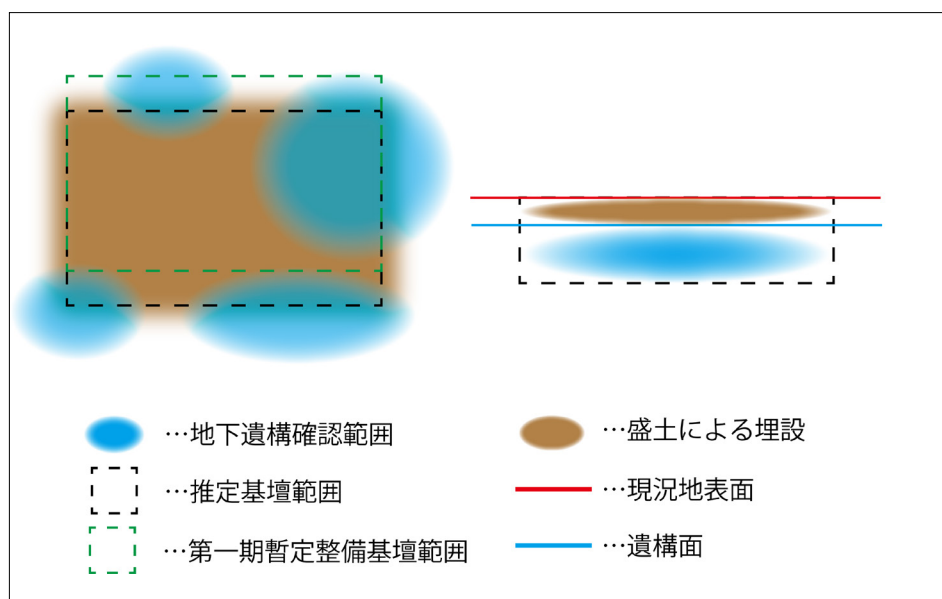
写真 金堂北西石敷・地覆石・基壇（北から）



写真_金堂正面階段



写真_金堂礎石



図_金堂跡保存模式図

③ 講堂跡

- ・ 礎石については、現状のまま保存する
- ・ 礎石については、礎石等カルテを作成し、維持管理を行う
- ・ 道路により削平されている西側部分は盛土により、保存と修復を図る
- ・ 北側と西側にある墓地の区画外壁等の工作物は、遺構に影響を与えない範囲で撤去し、盛土等により地下遺構を保存する
- ・ 北側の土留めについては、撤去を行う

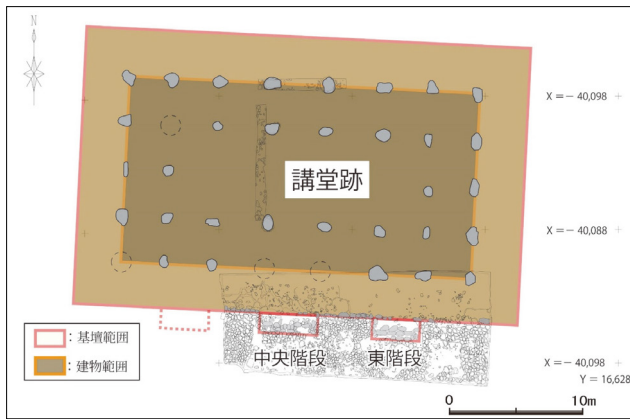


図 講堂跡礎石配置及び正面石敷遺構図（平成 20・21 年度の調査）

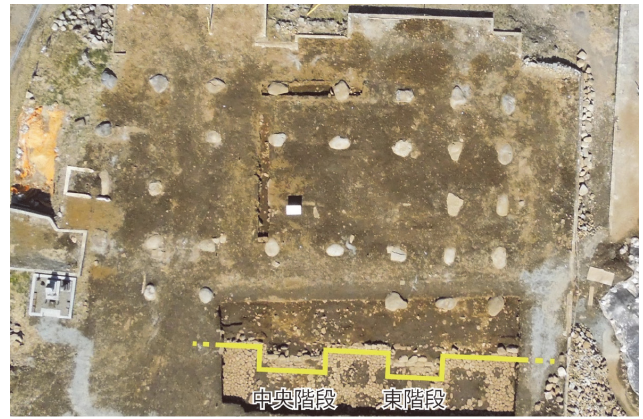


写真 講堂跡空中写真



写真 講堂正面東階段（南から）



写真 講堂正面基壇・基壇化粧・階段・石敷

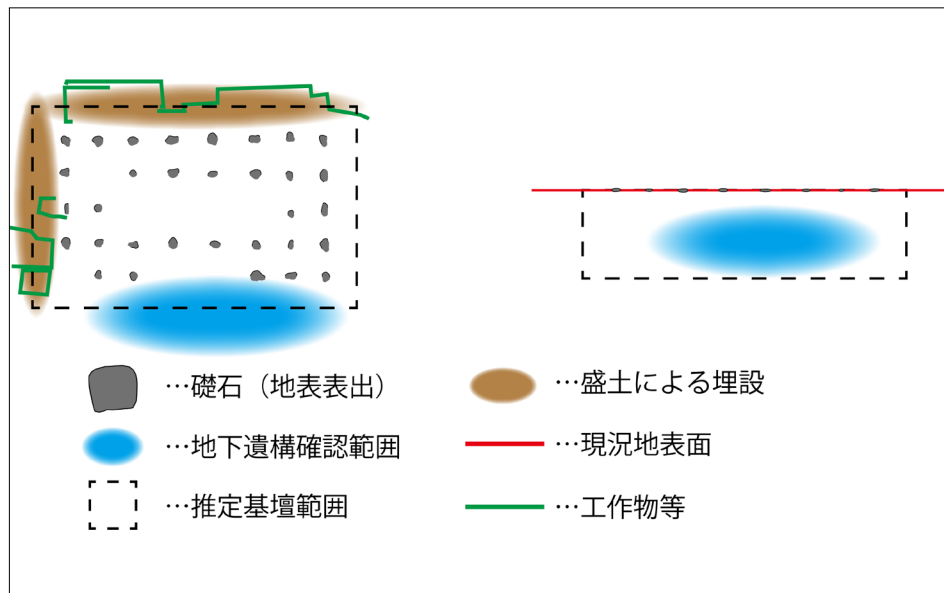
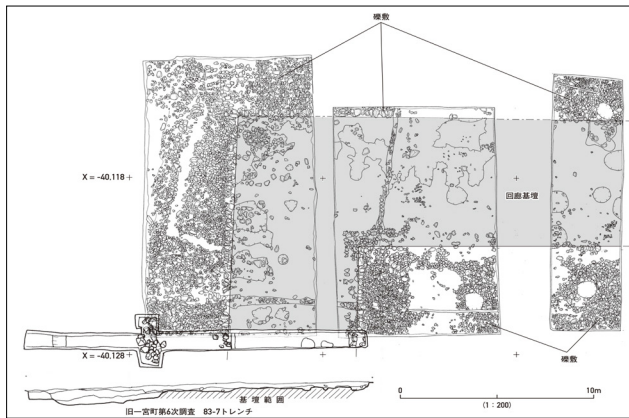


図 講堂跡保存模式図

④ 回廊跡

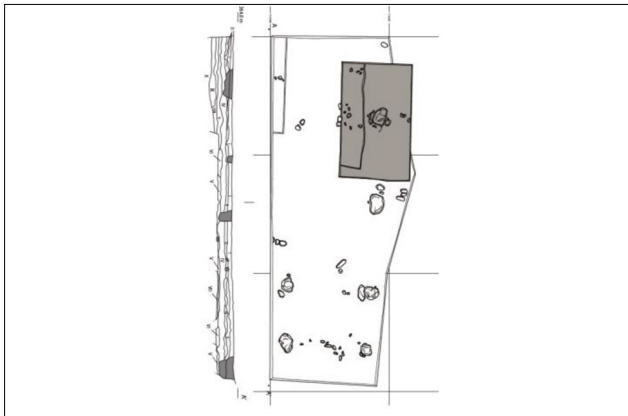
- ・ 北西隅回廊跡は保護層が確保できるよう盛土を行う
- ・ 南東隅回廊跡は、十分な土厚が確保できているため、そのまま保存を行う



図_回廊跡北西隅



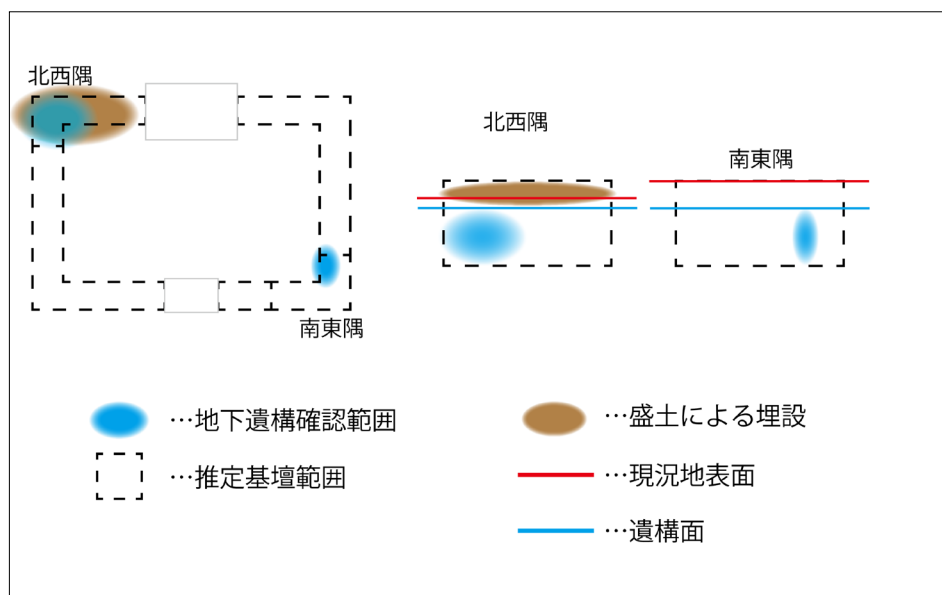
写真_回廊跡北西隅



図_回廊跡南東隅



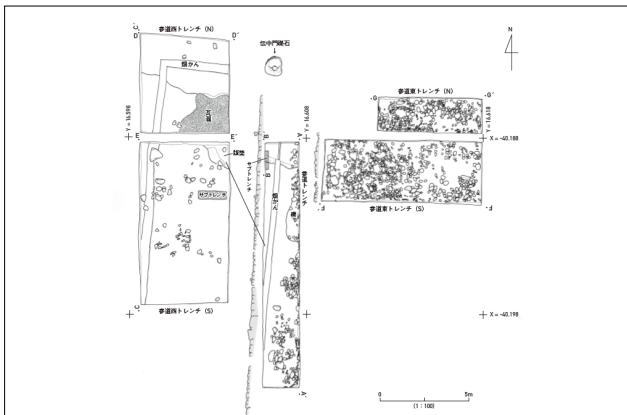
写真_回廊跡南東隅



図_回廊跡保存模式図

⑤ 中門跡

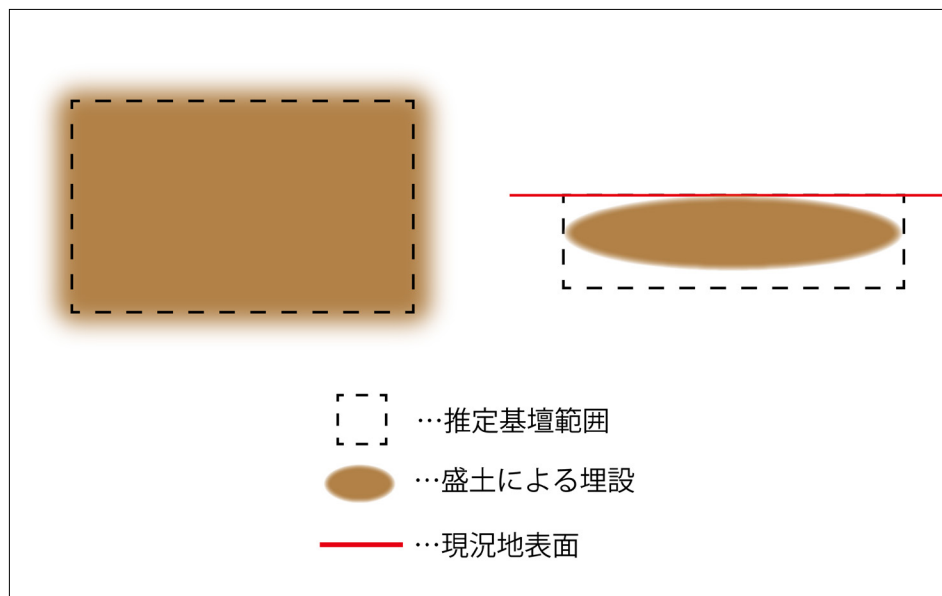
- ・ 伝中門礎石は、礎石等カルテにより、日常の維持管理を行う
- ・ 遺物包含層までの深度を把握し、必要に応じ盛土と張芝等により、保存を行う



図_中門跡



写真_中門跡



図_中門跡保存模式図

⑥ 西基壇建物跡

- ・ 保護層を確保できるよう盛土を行い、地下遺構を保存する

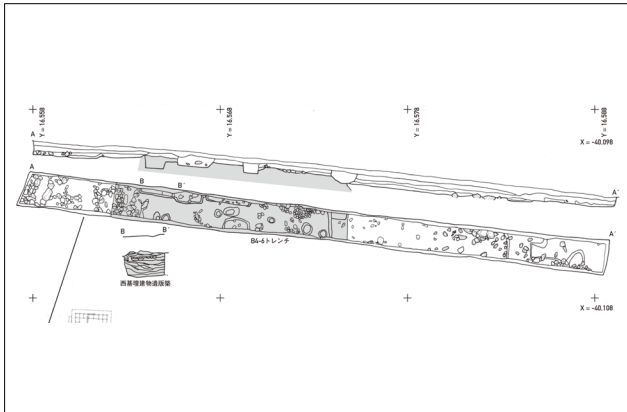


図 西基壇建物跡



写真 西基壇建物跡

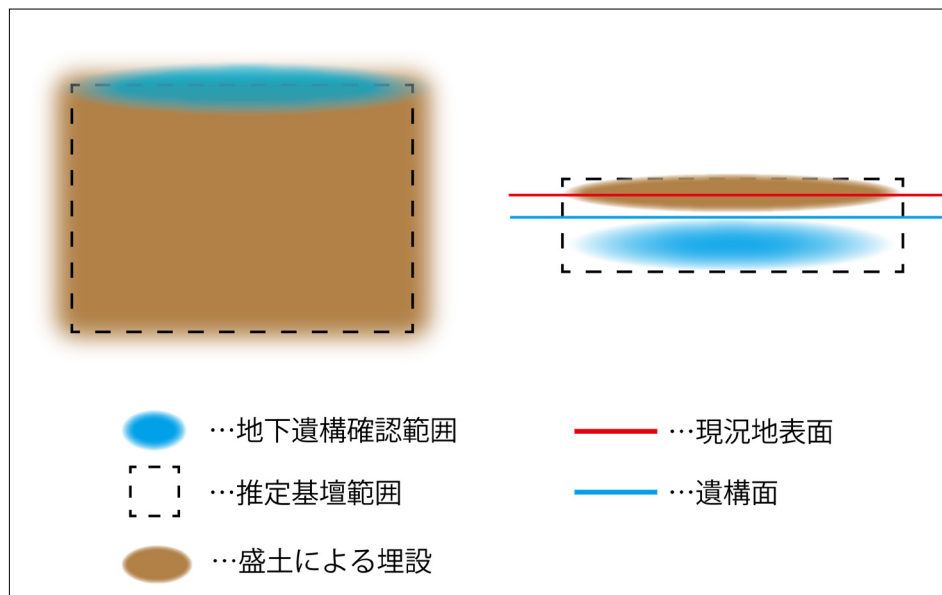


図 西基壇建物跡保存模式図

⑦ 僧房跡

- ・ 保護層を確保できるよう盛土を行い、地下遺構を保存する

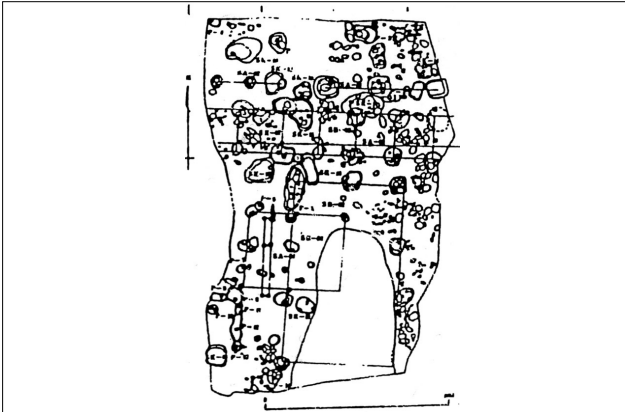


図 僧房跡



写真 僧房跡

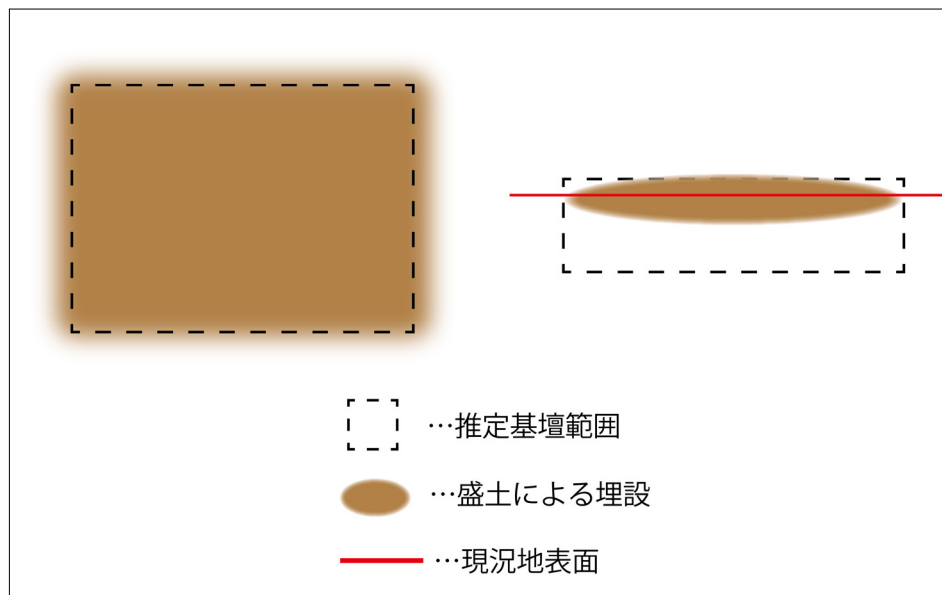


図 僧房跡保存模式図

第3節 遺構の修復に関する計画

1 遺構の修復の方向性

- ・ 遺構の劣化及び風化（脆弱化）については、要因の項目ごとに想定する
- ・ 遺構の劣化及び風化が確認された場合には、要因の把握のための調査を行う
- ・ 調査の結果を基に、強化・撥水处理、盛土などにより対応する
- ・ 遺構の修復については、特にゾーンごとに方向性を定めることなく、必要な措置を行っていく
- ・ 対象とする遺構は礎石（塔跡：14 個、講堂跡：32 個、中門跡：1 個）及び石製露盤とするが、今後の調査により新たな遺構が確認された場合は、措置について検討を行う

表_ 遺構の劣化及び風化の要因

要因	内容
物理的要因	乾燥・湿潤や凍結・融解の繰り返し、凍害、紫外線、風雨等による摩耗、加圧による亀裂、倒木による地形改変など
科学的要因	水分の移動・蒸発による塩基成分の表面への析出、窒素酸化物等の表面への発生
生物的要因	地衣類、カビ、蘚苔類の表面への発生、地下茎による亀裂、昆虫・小動物等による洗堀または土壌の脆弱化
人的要因	隣接地の車両振動・歩行による踏圧による影響、落書き・破損・盗難など

2 遺構の修復に関する計画

(1) 修復に向けた調査

- ・ 遺構の修復計画については、遺構の種別（地上遺構・地下遺構）に応じた計画とする
- ・ 劣化及び風化が確認された場合には、その要因を的確に把握するため、十分な調査を実施する

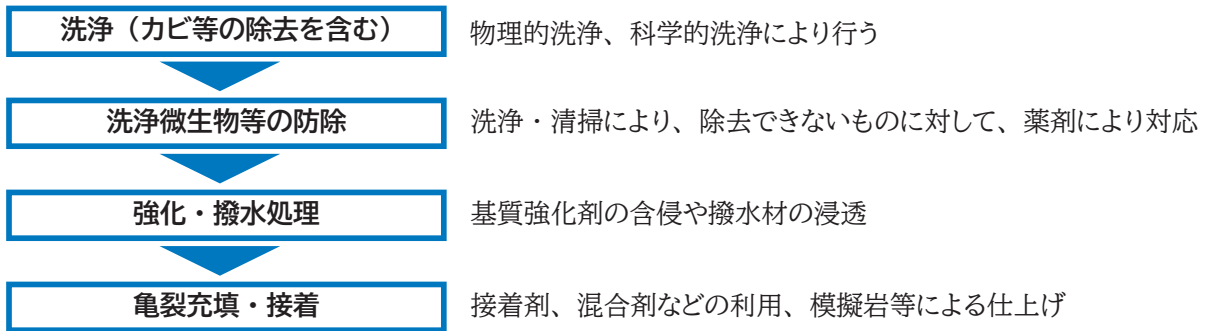
【要因把握のための調査】

- 概要調査…実地踏査により、目視等で劣化及び風化、保存環境の概況について把握し、総合的な判断により、基礎調査の計画を立案する。
- 基礎調査…概要調査よりもさらに詳細な状況調査、発掘調査、地盤・地質調査、微気象等の環境調査、材料の成分分析調査等を行い、図面等に記録する。
- 工法試験調査…保存処理に用いる薬剤試験調査、欠損部分の充填及び整形に用いる材料・工法の試験調査やそれ以外の保存のための工法検討を行う。

(2) 地上遺構の修復

- ・ 礎石等の地上遺構の劣化及び風化の対策としては、盛土による保存や保存処理を行うが、その前提として遺構の表面の洗浄または清掃を行う
- ・ 洗浄を行った後、保存処理として遺構の修復または盛土などによる措置を行う

【保存処理の手順】



(3) 地下遺構の修復

- ・ 基本的にはそのままもしくは盛土により保存するが、日常の維持管理や内容確認調査等で異常が確認された場合には、要因把握に努める
- ・ 要因の特定は、必要に応じ専門家など有識者に相談して行う
- ・ 措置については、き損箇所への盛土、排水の見直し、支障木の伐採、薬剤による周辺土質の強化・安定化処理など要因によって適切な方法を選択し、要因の把握と同様、必要に応じ有識者への意見聴取を行い、最適な措置を選択する

参照 (1) ～ (3) : 「史跡等整備のてびき ― 保存と活用のために ― Ⅲ技術編」文化庁文化財部記念物課監修 (2005 年 6 月 30 日)

(4) 遺構の修復時期の決定

- ・ 応急処置では劣化やき損が進行すると判断された時点で適切に行う
- ・ 緊急性がないと判断される場合は経過観察とするが、異常が進行していると判断される場合には速やかに措置を行う

【措置決定フロー】

